

入札説明書

この入札説明書は、公立大学法人福島県立医科大学（以下「法人」という。）が発注する甲状腺通信（第24号・ハガキ）作成及び送付業務委託に係る条件付一般競争入札（以下「入札」という。）について、公立大学法人福島県立医科大学契約細則（平成18年4月1日細則第13号。以下「契約細則」という。）に基づき、本件契約に関し入札に参加する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者） 公立大学法人福島県立医科大学
理事長 鈴木 弘行

2 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 甲状腺通信（第24号・ハガキ）作成及び送付業務委託 一式
- (2) 仕様等 別紙仕様書のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
公告に示すとおり。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、上記3に掲げる資格の確認を受けるため、下記(1)の書類を(2)に示す場所に提出し、当該資格の確認申請をすること。

当該資格の確認結果については、一般競争入札参加資格確認通知書(様式4)により別途通知する。

なお、期日までに当該申請を行わなかった場合は、入札に参加できないので、十分に注意すること。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式3の1）

イ 履行実績調書（様式3の2）

※契約細則第9条第2号（別記1）に該当し入札保証金免除申請をする場合は、過去2年間の国、県、その他の地方公共団体又は法人との契約履行実績を2つ以上記入すること。

ウ 履行実績証明書（様式3の3）

※国、県、その他の地方公共団体又は法人以外との契約履行実績により資格確認申請をする場合に履行実績調書（様式3の2）と併せて提出すること。

エ プライバシーマークを付与されていることを証明する書類の写し

オ 入札保証金納付免除申請書（様式8）

※免除申請する場合

※保険適用による免除申請者は、別途、開札日までに入札保証保険証券原本を提出すること（原本は返却しないので留意すること）。

(2) 提出場所及び提出期限

- ア 提出場所 郵便番号 960-1295
福島県福島市光が丘1番地
公立大学法人福島県立医科大学事務局 甲状腺検査室
電話番号 024-581-5320
F A X 024-581-5325
- イ 提出期限 令和8年5月11日（月）午後5時まで
なお、郵送の場合は書留郵便とし期限までに必着とすること。

5 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和8年5月15日（金）午後1時30分
- (2) 場 所 福島県福島市光が丘1番地
公立大学法人福島県立医科大学（みらい棟6階）
放射線医学県民健康管理センター プレゼンテーションルーム
なお、郵便による入札は認めない。

6 入札書の提出方法

- (1) 入札書は、指定の入札書（様式6の1）及び見積内訳書（様式6の2）に必要な事項を記載し、上記5の日時及び場所へ提出すること。
- (2) 入札書には見積内訳書の他、次の書類を添付しなければならない。
- ア 一般競争入札参加資格確認通知書（様式4）（法人からの通知）の写し
- イ 入札出席届（様式5） 本人又は代理人が出席し、入札する場合
- ウ 委任状（様式7） 代理人が出席し、入札する場合
- (3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。
- ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。
- ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

7 入札保証金

- (1) 入札に参加を希望する者は、見積もった金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

- (2) 入札保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとする。
- (3) 契約細則第9条各号（別記1）に該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

なお、免除申請する場合は、入札保証金納付免除申請書（様式8）を提出すること。
- (4) 落札者の納付にかかる入札保証金は、その者が契約書の取り交わしを行わないときは、法人に帰属させるものとする。
- (5) 入札保証金の納付及び還付については、別途定めるところによる。

8 入札方法及び開札等

- (1) 開札は、上記5の日時及び場所で行う。
- (2) 開札に先立ち、入札者は上記6(2)で指定する書類の確認を受けるものとする。
- (3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとし、入札者及びその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。
- (4) 開札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちにその場所において再度入札に付することができるものとする。

なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。
- (5) 初回入札が無効（ただし、下記12(4)～(6)に該当する場合を除く。）となった者は、再度入札に参加できないものとする。
- (6) 入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したものとす。
- (7) 開札時に持参する物（上記6(2)以外）
 - ア 開札に立ち会う者の身分証明書（運転免許証等）（必要に応じて提示を求めることがある。）
 - イ 再度の入札に使用する印鑑
 - ウ 予備の入札書用紙（様式6の1）及び見積内訳書（様式6の2）

9 入札参加者に要求される事項

入札者は期限までに必要な書類を提出するとともに、開札日の前日までの間において提出した書類に関し発注者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

10 入札心得

- (1) 入札者は、入札説明書及び仕様書等（以下「入札説明書等」という。）を熟知のうえ入札しなければならない。

この場合において、当該入札説明書等について疑義がある場合は、入札説明書等に関する質問書（様式1）により公立大学法人福島県立医科大学事務局甲状腺検査室（FAX 024-5581-5325）に令和8年5月11日(月)

午後5時までに説明を求めることができる。

法人は、入札説明書等に関する回答書（様式2）を法人の公式ホームページに掲載する方法により回答する。

- (2) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状（様式7）を持参させ、確認を受けなければならない。
- (3) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (4) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。
 - ア 契約の履行に当たり故意に物品の品質に関して不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - オ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (6) 開札時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場できない。
- (7) 入札者又はその代理人は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

11 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

また、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。

なお、これらの場合において入札参加者に生じた損害は、入札参加者の負担とする。

12 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 上記3の入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する事項に違反した入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (5) 記名、押印を欠く入札
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

- (8) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (9) 明らかに連合(談合)によると認められる入札

13 落札者の決定方法

- (1) 契約細則第11条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
ただし、契約細則第23条各号の一に該当する場合は、最低の価格をもって入札書を提出した者以外の者を、落札者とすることがある。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。
この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、契約細則第31条第1項第6号の規定により随意契約とすることができる。

14 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金(現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。)で納めるものとする。
- (3) 契約細則第39条第1項ただし書き(別記2)に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、別途定めるところによる。

15 契約書の作成

- (1) 委託契約書(以下「契約書」という。)を作成する場合において、落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、落札決定の日から10日以内(落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、発注者が指定した期日まで)に契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取消すことがある。

16 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

17 契約条項

契約書（案）のとおり。

18 異議の申し立て

入札参加者は、入札後、この入札説明書、契約条項及び仕様書等について、不明又は錯誤を理由として異議を申し立てることはできない。

19 苦情の申し立て

すべての競争入札参加有資格者は、本契約に係る入札等について政府調達に関する協定の規定に違反する調達が行われたと判断する場合は、調達をする発注者等へ協議又は苦情を申し出ることができる。

20 押印の省略

本件入札に係る手続きにおいて本学へ提出する書類に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載がある場合、押印の省略を可とする。

21 当該調達契約に関する事務を担当する窓口

事務を担当する部門は、上記 4 (2) と同じである。

公立大学法人福島県立医科大学契約細則（抄）

別記 1

（入札保証金の免除）

第 9 条 次に掲げる場合においては、前条の規定に関わらず入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 競争に参加しようとする者が保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 第 4 条に規定する資格を有する者が過去 2 年間に国（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる 公庫等を含む。）、福島県（福島県が定めた「公社等外郭団体への関与等に関する指針」の対象 公社等を含む）、その他の地方公共団体又は法人と、その種類及び規模をほぼ同じくする契約を 数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなる おそれがないと認められるとき。
- (3) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

別記 2

（契約保証金）

第 3 9 条 契約を結ぶ者をして、契約金額の 100 分の 5 以上（工事等の請負契約にあつては 100 分の 10 以上）の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、契約の相手方が、保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証契約を結んだとき、その他その必要がないと認める場合においては、その全部又は一部を納めさせないことができる。

2 前項の保証金の納付は、有価証券の提供をもってこれに代えることができる。

3 前項の有価証券の種類及びその担保価額は、次の各号に定めるとおりとする。

- | | |
|----------------------|---------------|
| (1) 福島県債証券 | 額面全額 |
| (2) 国債証券 | 額面全額の 10 分の 8 |
| (3) 地方債証券（福島県債証券を除く） | 額面全額の 10 分の 8 |
| (4) 理事長が確実であると認める社債権 | 時価の 10 分の 8 |